

企業版ふるさと納税を活用した
とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領

(目的)

第1条 本要領は、まちに関係する人たちと一体となって、市内をお花でいっぱいの魅力的なまちにする「とよなか花いっぱい大作戦」(以下、「事業」という)における、企業版ふるさと納税を活用したスポンサー制度について、必要な事項を定めるものとする。

(制度内容)

第2条 お花でいっぱいの魅力的なまちづくりのため、多くの人々が利用する駅前や公園等に憩える空間としての花壇やフラワーポットの整備・維持管理を行う本事業の趣旨に賛同し、企業版ふるさと納税を活用して寄附をする法人をスポンサーとして登録するもの。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人関係税を税額控除する制度。

(2) スポンサー

本事業の趣旨に賛同し、企業版ふるさと納税にて寄附をする市外に本店を置く法人。

(寄附内容)

第4条 寄附内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 寄附金額は一口10万円からとする。

(2) 寄附は、複数口の申込みを可能とする。

(3) 既納の寄附金は、原則、返還しないものとする。

(スポンサー及びスポンサー名の掲載要件)

第5条 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの申込みを受け付けないものとする。

(1) 豊中市有料広告掲載基準に規定する規則業種又は事業者に抵触するもの又は抵触するおそれのあるもの。

(2) 法令又は条例若しくは規則に違反する又は違反するおそれのあるもの。

(3) 公序良俗に反する又は反するおそれのあるもの。

(4) 政治的または宗教的活動をするもの。

(5) その他市長が適切でないと判断するもの。

(スポンサー決定に係る手続)

第6条 本事業を企業版ふるさと納税の寄附金の使途とするものは、別紙の寄附申出書に加えてスポンサー申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、第5条に定める要件を審査し、スポンサーの可否を決定する。

3 市長は、決定内容について、決定通知書(様式第2号)により申込者に通知する。

(スポンサー名の掲載)

第7条 スポンサーは花壇に設置の看板にスポンサー名を掲載することができることとし、掲載を希望する場合は、その名前やロゴマーク等を次の各号に定めるとおり掲載する。

- (1) スポンサーは、スポンサー名の掲載に必要な情報について、市に提供すること。
- (2) 掲載場所は、豊中駅前人工広場とする。
- (3) 掲載サイズは、下表のとおりとする。また、寄附金額に十万単位未満の金額が生じた場合は、その部分について、口数算定においては、切り捨てて取り扱うものとする。

口数 (金額)	掲載サイズ (縦 × 横 cm)
1 口～ (10 万円～)	8 × 16
10 口～ (100 万円～)	10 × 40
50 口～ (500 万円～)	20 × 50
100 口～ (1000 万円～)	20 × 80

- (4) 掲載については、下記の手続を全て完了した場合に行うこととする。

- ア 第6条に規定する手続
- イ 寄附金の納付確認
- ウ スポンサー名の掲載に必要な情報の提供

- (5) 掲載期間は、花壇に設置の看板に掲載されてから1年間とする。

- (6) 掲載開始時期は、下表のとおり年4回とする。

手続き完了時期	掲載開始月
4 月・5 月・6 月	8 月
7 月・8 月・9 月	11 月
10 月・11 月・12 月	2 月
1 月・2 月・3 月	5 月

- (7) 看板への掲載数については、1 スポンサーにつき、1 掲載までとする。

2 スポンサーは、スポンサー名の掲載に係る権利を第三者に譲渡することはできない。

(解除)

第8条 スポンサー決定の解除を希望するものは、解除申出書（様式第3号）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、内容を確認し、解除通知書（様式第4号）により解除の申出者に通知する。

3 スポンサーの解除手続きが終了次第、第7条に規定するスポンサーの掲載は終了する。

(取消)

第9条 市長は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーの決定を取り消すことができるものとする。

(1) スポンサーが第6条の各号のいずれかに該当することとなった場合。

(2) 本事業の運営に支障をきたすと認められた事象が発生した場合。

(3) その他、市長が取消と判断するもの。

2 市長は、取消について、取消通知書（様式第5条）により通知する。

3 スポンサーの取消手続きが終了次第、第7条に規定するスポンサーの掲載は終了する。

4 スポンサーの決定を取り消されたものは、市に対して、取消によって生じた損害等について請求することができない。

(その他)

第 10 条 この要領は、企業版ふるさと納税に関する事項のうち、とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度に係る事項に関してのみ定めるものとする。

2 この要領に定めのない事項、又は疑義が生じた場合については、関係者と協議の上、決定する。

附 則 この要領は、令和 7 年 11 月 18 日から施行する。

(別紙)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申込書

令和 年 月 日

豐中市長 宛

法人番号
法人名
代表者名
所在地（本社）

貴市で実施されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、下記のとおり寄附を申し込みます。

1. 寄附金の使い みち	寄附金の使いみちについて、ご希望の□に✓をお願いします。	
	☐ 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり推進事業 ☐ 安全に安心して暮らせるまちづくり推進事業 ☐ 活力ある快適なまちづくり推進事業 ☐ いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり推進事業	
	具体的な事業名があればご記入ください。 ・	
2. 寄附申込額	金	円
3. 寄附情報の 公開	豊中市ホームページ等での公表について、ご希望の□に✓をお願いします。 ☐ 法人名・寄附金額を公表 ☐ 法人名を公表 ☐ 公表を希望しない（匿名）	
4. 連絡先	ふりがな ご担当者名	
	ご担当者所属	
	電話番号	
	メールアドレス	

【申出・お問合せ先】

豊中市 都市経営部 経営戦略課
〒561-8501 豊中市 中桜塚 3 丁目 1 番 1 号
豊中市役所 第一庁舎 3 階
TEL : 06-6858-2773 FAX : 06-6858-4111
Email : keiei@city.toyonaka.osaka.jp

様式第 1 号

ス ポ ン サ ー 申 込 書

令和 年 (年) 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領の内容を了承し、スポンサーに申し込みます。

企業・団体名称	フリガナ
代表者名	フリガナ
担当者名	
住所	〒
電話番号	
F A X	
メールアドレス	@
寄附内容	本事業の趣旨に賛同し、市内の花壇・フラワーポットの整備又は管理への寄附
寄附金額 (1 口 10 万円～)	円 (口)
スポンサー名等の掲載 (該当項目にチェック☑)	【豊中駅前人工広場の花壇へのスポンサー名等の掲載】
	☐ 希望する ☐ 希望しない
	【ホームページや SNS 等へのスポンサー名等の掲載】
	☐ 希望する ☐ 希望しない
	【掲出するスポンサー名等へのホームページ等のリンクの設定】
	☐ 希望する ☐ 希望しない
	【広報物やチラシ等へのスポンサー名等の掲載】
☐ 希望する ☐ 希望しない	

※スポンサー名の掲載については、希望される形態での掲載ができないこともございますので、予めご了承ください。

様式第 2 号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊 中 市 長

決 定 通 知 書

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領
第 6 条に基づき審査を行った結果、次のとおり決定しましたので通知します。

☐スポンサー決定

☐スポンサー不決定

スポンサー名	
住所	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	@
寄附内容	本事業の趣旨に賛同し、市内の花壇・フラワーポットの整備又は管理への寄附
寄附金額	
不決定とした理由	

様式第 3 号

解 除 申 出 書

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）豊 中 市 長

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領
第 8 条に基づき、スポンサーの決定を解除されるよう申し出ます。

スポンサー名	
住所	
電話番号	
該当花壇等	
解除申出理由	

様式第 4 号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊 中 市 長

解 除 通 知 書

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領
第 8 条第 2 項に基づき、下記スポンサーからの解除申出を受理し、スポンサーの決
定を解除することを通知します。

スポンサー名	
住所	
電話番号	
該当花壇等	
解除理由	

様式第 5 号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊 中 市 長

取 消 通 知 書

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第 9 条に基づき、下記のとおり、スポンサーの決定を取り消しましたので、通知します。

スポンサー名	
住所	
電話番号	
取消理由	